

# 公益社団法人福岡中部法人会 青年部会会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本部会は、公益社団法人福岡中部法人会青年部会（以下、本部会という）と称する。

(事務局)

第 2 条 本部会の事務局は、公益社団法人福岡中部法人会（以下、福岡中部法人会という）内に置き、その事務の一切は福岡中部法人会事務局に委ねる。

(目 的)

第 3 条 本部会は、福岡中部法人会の基本理念に立脚し、研修会、親睦交流等を通じて次代を担う経営者としての資質向上を図るとともに、法人会の事業活動に積極的に参画し会活動の充実と活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部会は、前条の目的を達成するために必要と思われる事業を行う。

## 第 2 章 部 会 員

(部会員)

第 5 条 本部会は、次の部会員をもって組織する。

(1) 正会員

福岡中部法人会員の事業所に勤務する役員又は管理職で、本部会の目的事業に賛同する年齢 50 歳以下のもの。

(2) 特別会員

定年に到達した正会員のうち、会員としての活動を続けることを希望するもので、役員会の承認を得たもの。ただし、議決権等は有しないものとする。

(人 会)

第 6 条 本部会に入会を希望する者は、事業主の推せんを得て入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。

(退会及び除名)

第 7 条 部会員は、本人の都合により部会長に届け出て退会することができる。

2 満 50 歳に達した年度の 3 月 31 日又は勤務する事業所が福岡中部法人会の会員たる資格をそう失したとき及び勤務している事務所を辞職したときは、自動的に部会員の資格をそう失するものとする。

3 次の(1)、(2)に該当するときは、役員会の決議により除名することができる。

(1) 本部会の名誉をき損したとき又は目的に反する行為があったとき。

(2) 本部会員としての義務に違反したとき。

## 第 3 章 役 員

(役員)

第 8 条 本部会に次の役員をおく。

部 会 長	1 名
副 部 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

(選任及び任期)

第 9 条 役員は、本部会総会において選任し、部会長、副部会長の選任は理事の互選とし、福岡中部法人会会長の承認を得るものとする。

2 役員の任期は2年とし、福岡中部法人会の役員に準ずる。

(役員の仕事)

第10条 部会長は、本部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

3 理事は、総会の決議に従い本部会の運営を協議執行する。

4 会計は、本部会の財務を担当する。

5 監事は、本部会の業務及び会計を監査する。

(顧問相談役)

第11条 本部会は、必要に応じ役員会の推薦により顧問(部会長経験者は部会長を終えた時点で顧問とする)及び相談役各若干名を置くことができる。

## 第4章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、例会及び役員会とする。

(総 会)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年1回年度始めに開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(会議の招集)

第14条 部会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第15条 総会においては、次に掲げる事項について議決する。

(1) 決算及び事業報告

(2) 収支予算及び事業計画

(3) 会則の変更

(4) その他、本部会の運営に関する重要な事項

(役員会の議決事項)

第16条 役員会においては、別に定めるもののほか、次に掲げる事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、会務の執行に関する事項

(事業年度、会費及び経費)

第17条 本部会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第18条 本部会の経費は、会費、福岡中部法人会の助成金、その他の雑収入をもってこれを賄う。

2 会費は年額10,000円とし、年度途中に入会した場合の会費は月額840円に入会した翌月からその年度末までの月数を乗じた額とする。

3 事業運営上必要あるときは、臨時会費を徴収することができる。

(雑 則)

第19条 本会則に定めない事項については、福岡中部法人会の定款を準用する。

(附 則)

第20条 本会則は、昭和58年11月18日より実施する。

昭和62年 4月 1日 一部改正

平成元年 4月 1日 一部改正

平成4年 4月 1日 一部改正

平成11年 5月28日 一部改正

平成23年 4月 1日 一部改正